

# 石川県地域産業クラスター計画策定支援業務委託 仕様書

## 1. 業務名

石川県地域産業クラスター計画策定支援業務委託

## 2. 業務の目的

石川県では、国の「地域未来戦略」に呼応し、本県の特性を踏まえた産業クラスターの形成を目指し、ものづくり技術や多様な地域資源を最大限に活用できる分野ごとに、「石川県地域産業クラスター計画」を策定することとしている。

本業務は、当該計画の策定に向け、検討に必要な情報を取得するためのヒアリングや統計分析を実施し、その結果を取りまとめるとともに、策定に向けた検討会議で使用する資料の作成等を支援するものである。

## 3. 契約期間 契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

## 4. 前提条件

### (1) 計画策定する分野（以下「選定分野」という。）

AI、半導体、防災・国土強靱化、航空宇宙、部材、食（食文化）、観光等  
（参考）

石川県地域産業クラスター推進会議（以下「推進会議」という。）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/kurasuta/cluster.html>

### (2) 検討方法 ※今後の調整により変更の可能性あり

- ・上記分野に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、各WGにおいて学識経験者や民間事業者等と議論を重ね、計画を取りまとめる。  
（想定）各WG：各2回程度
- ・取りまとめた計画について、推進会議に諮る。  
（想定）推進会議：1回程度

## 5. 業務内容

### (1) 選定分野に関する国・県の現状分析等

- ・県内事業者の取組・集積状況等の実態把握
- ・経済統計や需要動向に関する情報収集・分析
- ・その他、計画策定に必要な調査があれば提案すること

### (2) WGでの議論や分析結果を踏まえた基本戦略と施策の方向性の設定

- ・選定分野における目指すべき姿・目標、投資促進に向けた課題の設定
- ・講じるべき政策の方向性の設定
- ・目標を達成するためKPI（重要業績評価指標）の設定
- ・その他、計画策定に必要な調査があれば提案すること

### (3) WG及び推進会議の開催支援

- ・会議資料作成支援、WG運営支援、議事録作成

### (4) 石川県地域産業クラスター計画の取りまとめ

- ・「4. 前提条件 (2) 検討方法」を踏まえた計画の取りまとめ  
※中間取りまとめ、最終取りまとめの2回を想定

## 6. 業務の進め方

(1) 本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、委託者と常に

密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うこと。

- (2) 受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し適宜進捗を報告することほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。委託者からの要請に応じて、WG や推進会議の開催に必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (4) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。

## 7. 委託費用

- (1) 予算上限額 14,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払方法 精算払（受託者から成果品の提出を受け、金額が確定した後）

## 8. 成果品および納品時期

提出物	数量	備考
業務報告書	1 部	A4 版縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする
電子データ	1 部	「業務報告書」の電子データを DVD 等の電磁的記録媒体で提出
提出期限	令和 9 年 1 月 29 日（金）	

## 9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

## 10. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

## 11. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように、取扱いには十分注意するものとする。

## 12. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。